



知財パラダイム革命

⑪

公益社団法人 知財登録協会(SIR)

会長(兼)理事長

玉井 誠一郎 先生



関連 HP

知財は活用しないと全く意味がありません。知財の価値評価は、知財活用マネジメントにとって必須であるにもかかわらず、未だに評価手法等において確たるものがなく、誤解も多いのが現状です。知財コストは数値化できますが、知財を活用して利益(リターン)を得るプロセスは曖昧で適正に運用されているとは言えません。これは、価値評価に関する学術研究の低迷にも原因があります。この誤解や低迷を打破する一助として、複数回に分けて考え方の本質を論じます。

第11回 知財幻想(その9)・知財の価値評価について(その1)

価値評価の実効性

(金銭評価法しか意味はない)

『ファジー(曖昧)は諸悪・迷妄の根源である』。これは、仏教哲学に精通した葉師寺元管長松久保老師のお言葉です。科学は、再現性(普遍性)を要件とし、厳密性と計測性を具備しており、人の情緒・感性・思いによって決まるようなファジーさはありません。この意味で、ファジーは非科学に属します。知財分野でいえば、特許の文言表現は本質的に『言葉の解釈問題』を内包しており、侵害訴訟やライセンス交渉等において厄介な問題になります。特許文書を作成する弁理士は、権利範囲(クレーム範囲)等ができるだけ広く取ろうとしてファジーな言語表現を多用します。弁理士業界では、この言語表現ができるようになれば

一人前といわれるようです。しかしこの行為は、権利の境界をファジーにして市場に過度なリスク回避(萎縮反応)を引き起こし、公正競争や産業振興を阻害するといわれています。諸悪・迷妄の種を蒔いているといわれても仕方ありません。裁判において、ファジー(グレー)で疑わしきものは無罪(非侵害)と判示されるため、ファジーな表現は敗訴リスクがあります。これを回避するには一義的解釈しか生まない明快な表現が望まれます。ファジーなガラクタ特許を買い漁り、高額な裁判費用を盾にして(米国の特許裁判費用は年間億単位の費用発生)ライセンス交渉を迫るのがパテントトロールという輩です。老師のお言葉は、知財分野においてもその闇を照らす光明(真理の言葉)であると考えています。

さて、特許を含む知財の価値評価は以下の場面で発生します。①企業や大学が発明の中から国内外に出願するものを選択、②出願済知財の棚卸(放棄知財の選別)、③知財の売買やライセンス交渉、④M&Aにおける企業の価値評価、⑤資金調達の際の担保評価、⑥企業や商品等のブランド価値評価などです。

知財の価値評価には、相対的(定性的)方法と絶対的(定量的)方法があります。上記①～②は5段階評価等の相対的評価法を用い、③～⑥は絶対的(金銭による)評価法を用います。そもそも価値とは、希少性(独占性に通じる)と有用性の関数として定式化できますが、価値が有るとか無いとか高い低いという定性的(文学的)表現はファジーの極みであって、実効性ある取り組みに進めません。

知財の価値評価とは、知財という情報の「現在価値」を金額で値付けすることであって、「将来価値」の推測や定性的・間接的なものではありません。上記①～②は、将来価値の評価で、これを経験豊かな目利きが行ったとしても、それは将来の株価や為替を予測するのが不可能であるのと同様に科学性や実効性においてほとんど意味がありません。金額による現在価値評価以外のものは、検証不能であって手法の改善進化にもつながりません。

知財情報開示との関係(開示内容に問題あり)

知財の価値評価は、会計や事業と密接に関係します。図1は、企業価値(株式時価総額)の内容を示したものです。これは、現金、土地、設備等企業の持つ有形資産(見える資産(資本))と、無形資産(見えざる資産(資本))である社員のスキルや知識などの人的要素と、知財や組織運営力などの組織的要素と、関係会社との結びつきや顧客ロイヤリティなどの関係的要素で構成されます。調査によれば、近年30年間に無形資産が有形資産を逆転し、無形資産比率が80%を超えるまでになっているとのことです。無形資産価値は、株式時価総額から有形資産額を差し引くことで求められます。多くの企業が特許、ノウハウ、ブランドなどの無形資産を中核にすえた経営に

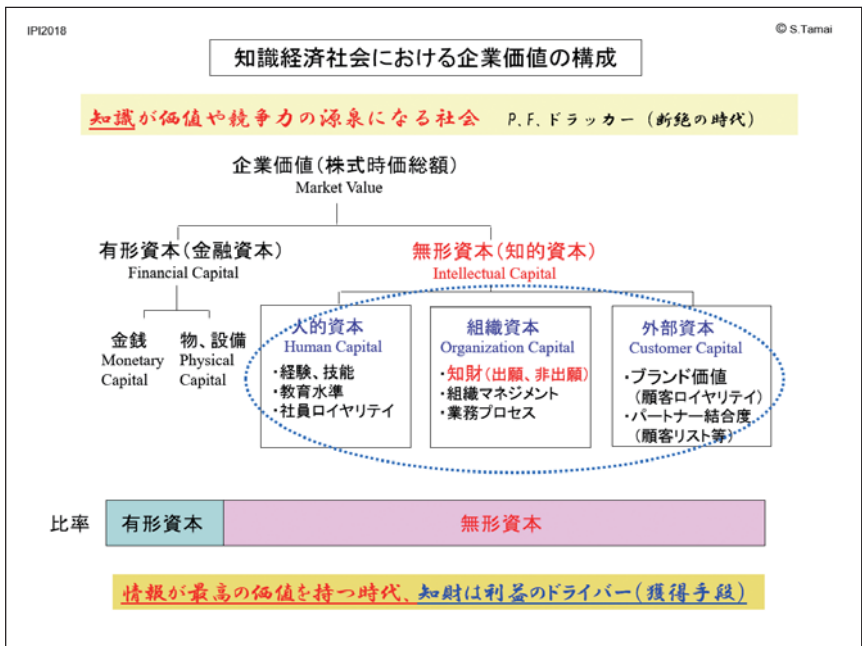


図1 企業価値の構成

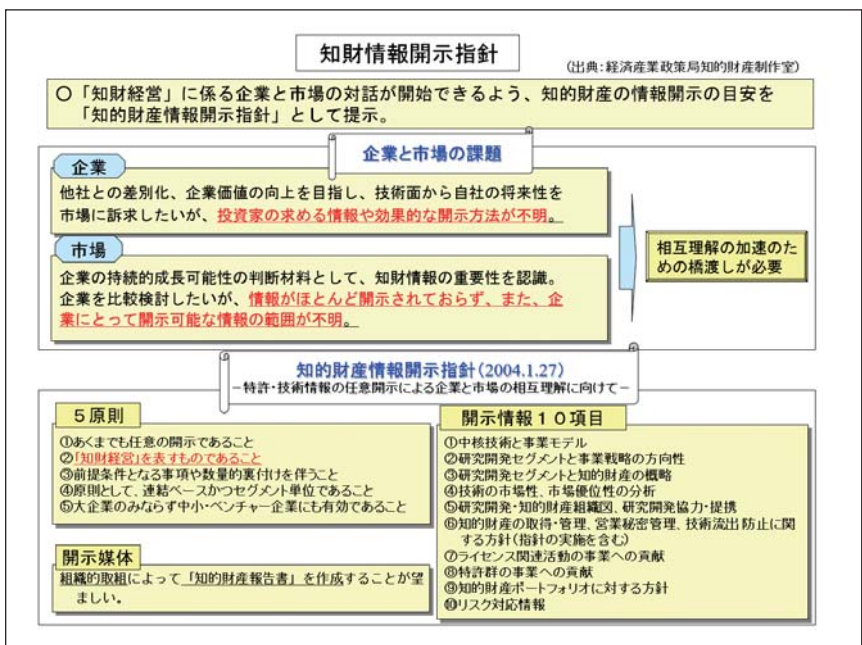


図2 知財情報開示指針

シフトしていることの現れです。株価を上げるには無形資産マネジメントが必須要件であることを示唆しています。

投資家や市場サイドからは、企業価値の創造に貢献する無形資産の各要素が時系列的にどのように移すのか、競合他社と比べてどの水準にあるのかなどが重要な視点になってきています。この要望に添えるために、①無形資産と事業の成功要因の因果関係、②将来の競争力への影響や作用の解明、③結果的に企業価値(株価)へどのように働くのかを定量的且つ客観的な

データで明確にする必要があります。このため知財立国政策開始後もなく経済産業省主導により図2に示すような知財情報開示指針が公表されました。

この取り組みには、日立製作所、日産自動車、プリジストン、オリンパスなど30数社が参画して情報開示を行い、現在も継続中です。

しかしその開示内容は、無形資産経営の一般的なスローガンや研究開発投資や出願件数の羅列であって、投資判断ができるほどに明快・定量的・論理的な情報がない

状況にあります。実効性ある情報開示が進まない理由に、あくまで企業の自主開示であること(自主開示のファジーさ)や知財情報開示と企業業績の関連性に関する研究がないことがあげられ、経済産業省の戦略性(インセンティブ含む)のない単なる掛け声指導との評価が下されているようです。

他方知財事件と株価については、パチンコ関連のアルゼが特許権侵害でサミー他に84億円の損害賠償命令(東京地裁)を勝ち取った報道や、日本航空が航空券予約システムに関する特許侵害を理由に全日空

に対して約100億円の損害賠償とシステムの使用差止めを提訴した報道が明らかになった時点の株価を見ると、権利者側株価が下がり被告側が上がるなど知財係争情報と株価に相関性はみられず(市場は知財情報に鈍感?)、知財の価値は0以下であるようにも受け取れます。

以上のように、知財情報開示が始まって十数年経ているにもかかわらず、この取り組みが本来の目的を果たしていない状況にあります。なぜ機能しないのでしょうか?それは、知財立国の目玉である「三位一体運営視点の欠如」、商品や事業に対する知財活用(の数値)情報が全く開示されていないこと(知財・商品の乖離)にあります。これを打破するには、公益社団法人知財登録協会(SIR)が提唱する知財・商品一体化モデル(知財・ブランドモデル)の実証研究が有望であると考えています。今回は、会計制度との関係について論じます。

知財シンポジウム

「パラダイムシフトの発想NO.1」(参加無料)開催のお知らせ

2018年10月16日 13:30~17:00
交流会(有料) 17:00~19:00

大阪大学中ノ島センター10F佐治記念ホール、温暖化やリサイクル問題等フェイクニュース等に警鐘を鳴らす科学者武田邦彦先生をゲストスピーカーに迎えたシンポジウムの開催。

詳細及び申込みはHPから先着順受付 (<http://www.ipbrand.org>)。(以上)